

○公益財団法人千賀法曹育英会奨学金貸与等返還規定

改 定 令和3年3月31日

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人千賀法曹育英会（以下「育英会」という。）が貸し付ける学資（以下「奨学金」という。）の貸与等及び返還について、必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の資格)

第2条 育英会が奨学金を給与及び貸与（給与・貸与を併せて以下「貸与等」という。）を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号の要件を備えていなければならない。

(1) 法科大学院に在学する者であること（但し、法科大学院卒業後2ヶ月は在学する者とみなす）。

(2) 向学心に富みながら、経済的理由により修学が困難な者であること。

(募 集)

第3条 奨学生の募集は、第2条の者に対して行う。

(申込手続)

第4条 奨学金の貸与等を希望する者は、所定の奨学生申込書に育英会が別に定める関係書類を添付し育英会に提出するものとする。

(奨学生の選考及び採用及び奨学生の義務)

第5条 育英会は、前条により提出された奨学生申込書等を審査し、選考委員会の議を経て奨学生の採否を決定したうえ申込者に通知する。

2 奨学生は、育英会が開催する講演会・合格祝賀会に参加する義務（交通費は育英会が負担）がある。また、奨学生で司法試験に合格した者は、合格した年度の講演会・合格祝賀会に参加する義務があるものとする。奨学生が正当な理由なくこの会に欠席したときは、奨学金の貸与・給与の停止、または貸与金を一括して返済しなければならない。

(奨学金の年額と期間)

第6条 奨学金の年額は、120万円（そのうち給与金36万円・貸与金84万円）とする。

2 奨学金の貸与等の期間は、1年又は2年間とする。ただし、特別の事情があると認められるときは、理事長が別に定める。

(奨学金の貸与等)

第7条 奨学金は、毎月末日に10万円を奨学生の銀行口座に振込の方法で支払う。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(奨学生の異動届出)

第8条 奨学生は、次の各号に該当するときは、育英会に直ちに届け出なければならない。

(1) 休学、退学したとき。

(2) 奨学生に以下事項があったとき。

①住所、氏名を変更したとき。このときは、住民票の写しを添付する。

- ②法科大学院を卒業したとき。
- ③司法試験に合格したとき。
- ④司法研修所に入所したとき。
- ⑤司法研修所を卒業したとき。
- ⑥勤務先が決定したとき又は変更したとき。

(奨学金の貸与等の休止)

第9条 奨学生が次に該当するときは、奨学金の貸与等を休止することがある。

- (1) 休学したとき。
- (2) その他奨学生として適当でない事実のあったとき。

(奨学金の貸与等の廃止)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の貸与等を廃止することがある。

- (1) 第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。
 - (2) その他奨学生として適当でない事実のあったとき。
- 2 奨学金の貸与等を廃止する始期は、その事実の発生した日からとし、発生日以降の振込予定の奨学金の貸与等を廃止する。

(借用証書の提出)

第11条 奨学生は、奨学金の貸与開始前に所定の奨学金借用証書（以下「借用証書等」という。）及び戸籍の記載された住民票を育英会に提出するものとする。

(奨学金の返還)

第12条 奨学金は、貸与金は無利息とし、司法研修所卒業又は法科大学院卒業後2年経過した月のいずれか早い月から起算して6ヶ月を経過した月から返済する。返済金額は、返済開始の月から5年間は1ヶ月1万円、5年経過した翌月以降は1ヶ月2万円とする。ただし、特別の事情があるときは、育英会が指定する別の返還方法について承認を受け、その承認された方法で返還することができる。

- 2 奨学金の貸与等を受け、その奨学金を返還する義務を有する者（以下「借用人」という。）が、奨学金の返還を長期間にわたって怠る等著しく延滞したときは、通知・催告をせず第1項の期限の利益を喪失し、育英会は、借用人等に対し、直ちに返還未済額の全部の返還を請求することができる。
- 3 奨学金の返済は、育英会の指定する口座振替サービスの方法（手数料は育英会負担）で行う。借用人は、返済開始の3ヶ月前に育英会から通知を受けたとき速やかに口座振替サービスの手続をとるものとする。

(返還の猶予)

第13条 借用人が、次の各号の一に該当するときは、願い出により奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき。
- (2) その他やむを得ないと認められる事由によって返還が困難となったとき。
- (3) 前条第1項のただし書きの方法により返還する場合。

(返還金の減免)

第14条 奨学生が死亡したとき、又は借用人が次の各号の一に該当するときは、願い出により返還金の全部又は一部を減免することができる。なお、借用人が願い出できないときは、借用人の親族から願い出ることができる。

(1) 死亡したとき、又は身体若しくは精神の障害により労働能力を喪失し又は労働能力に高度の制限を受け、将来に渡って返還の見込みがないと認められるとき。

(2) その他やむを得ない事由により、将来に渡って返還の見込みがないと認められるとき。

(延滞金)

第15条 奨学生が奨学金の返還を延滞したときは、延滞金を徴収するものとする。

2 前項に規定する延滞金の額は、その返還を延滞している奨学金の額に5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

(実施細目)

第16条 この規定の実施について必要な事項は、財団の理事会において別に定める。

以上